

## 令和4年度 第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会議事録

日時 2022年（令和4年）7月1日（金）

場所 藤沢市役所 3-3会議室

### 次 第

#### 1 議 題

- (1) 教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

#### 2 その他

- (1) 今後のスケジュール

ア 7月28日（木）に令和4年度第2回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催

イ 8月教育委員会定例会に「藤沢市教育委員会の点検・評価」について議案として提出

ウ 9月藤沢市議会定例会決算資料として「藤沢市教育委員会の点検・評価報告書」を提出

## 開 会

○藤井委員長 それでは、ただいまから令和4年度第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催いたします。

お手元の次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと思います。

最初に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（田中） それでは、資料の確認と評価委員会の概要についてご説明いたします。

資料の確認でございますが、まず、本日の次第が表紙になっておりますホチキスどめの資料が5ページまでございます。そして、資料1は今年度の点検評価重点事業の一覧及び実績報告書でございます。資料2は、教育振興基本計画全体の実績報告書でございます。

配付した資料は以上でございます。過不足はございませんでしょうか。

続きまして、この評価委員会の概要についてご説明いたします。次第につづられた資料の1ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条におきまして、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないとされております。

また、点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、本日ご出席の大学教授のお二方、そして地域住民の方、保護者の方、計4名の方々を令和4年度藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員として、6月1日付で委嘱をさせていただきました。

本市の点検・評価では、教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため策定された藤沢市教育振興基本計画に位置づけられた事業について、事業主管課が自己評価方式による点検・評価を実施しております。

また、教育委員会と評価委員会委員において、計画に位置づけられた事業のうち教育部所管の事業の中から、今年度特に点検・評価が必要であると判断されたものを重点事業として選定し、外部の審議会であるこの評価委員会を通じて点検・評価を実施しております。

今年度の重点事業については、本日の委員会に先立ち、委員の皆様方との事前協議を経て、資料1にある3つの事業を選定させていただきました。各事業主管課においては、委員からの講評を踏まえ、今後の事業の方向性などを定めてまいりたいと思っております。

なお、説明の最後となりますが、次第につづられた資料の2ページをご覧ください。こちらは評価委員会の設置要綱でございます。要綱の第5条第3項に「会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない」とございます。本日は全委員にご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

以上でございます。

○藤井委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に関してご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

## 1 議 題

### (1) 教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について

○藤井委員長 それでは、早速ですが、議題(1)「教育振興基本計画点検評価 重点事業にかかる説明及び質疑について」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(田中) それでは、資料1「令和4年度(令和3年度実績)藤沢市教育振興基本計画点検評価 重点事業実績報告書」の1ページ目をご覧ください。

今年度の点検評価 重点事業につきましては、委員との事前協議を経て、次の3事業を選定いたしました。

1つ目が「教職員の働き方改革推進事業」、2つ目が「不登校児童生徒支援事業」、3つ目が「外国籍児童生徒就学支援事業」でございます。これらの選定事業につきまして、このあと、担当課から5分程度で事業概要を説明させていただき、その後、事業内容等について委員から質問をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

事務局からは以上です。

○藤井委員長 それでは、事業説明及び質疑に入ってまいります。

順番につきましては、一覧に記載のとおり、事業コード順に進めてまいります。

はじめに、基本方針2「安全・安心で、学びを支える学校づくりを進めます」の施策の柱3「学びを支える質の高い教育環境の整備」から、実施事業3「教職員の働き方改革推進事業」について説明をお願いいたします。

○教育総務課(伊藤参事) 教育総務課の伊藤です。事業コード233「教職員の働き方改革推進事業」について説明いたします。

本事業は、単に教職員の長時間労働についての是正だけでなく、この取組によって教職員が児童生徒としっかり向き合うことができ、学習をはじめとした学校生活の充実を図ることができるように取り組んでいくことを目的としています。

具体的な事業内容としては、次の4点となります。

1点目として、部活動指導員、スクールロイヤー等の人的支援・人材活用です。

2点目として、ICT化の促進や文書事務・調査依頼等の精選・改善を実施する事務改善による効率化です。

3点目として、部活動休養日の設定や長期休業中の学校業務停止期間の設定等による業務の適正化です。

4点目として、勤務時間の把握、ストレスチェックによるラインケアの充実等による教職員の意識改革です。

計画における方向性ですが、藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針に掲げる具体的な取組について、働き方改革推進委員会の中で協議の上、整理し、できることから順次進めていくこととしております。

令和3年度取組実績といたしましては、入学式、始業式の準備日数の確保を図るとともに、文書の電子送達・収受の基本ルールについての運用の見直しを検討いたしました。また、冬季休

業中の学校業務停止期間の試行実施や、学校徴収金の徴収・管理の見直しの検討なども行いました。

自己評価に関しては、おおむね目標を達成したとするBとしております。その理由については、計画に基づき、一定の課題解決に向けて取組を進めることができたものと考えております。

また、文書の電子送達・收受の基本ルールについて、新たな運用をまとめることや、学校徴収金の徴収管理の見直しの検討結果を踏まえ、徴収管理方法を見直すことが課題と捉えており、これらの課題を踏まえた今後の取組につきましては、今年度の働き方改革推進委員会で学校徴収金の徴収管理方法の見直しを行うことや、総勤務時間の縮減に向けた数値目標の設定について検討した上で、働き方改革の基本方針の改定を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○藤井委員長 ただいま担当課から説明がございました。これから質疑に入ります。説明に対するご質問をお願いいたします。

○安藤委員 私から質問させていただきます。

この「教職員の働き方改革推進事業」は相当なボリュームで、我々も把握するのが大変でした。幾つかわからないというか、あやふやなところがあるので、今日はそれについてお聞きして、少し考えさせていただきたいと思います。

まず、人的支援・人材活用のところに学校事務員の校務運営にかかわるものとして、教育課程推進事業補助金と課外活動補助金という言葉が出てきます。これをどう管理するかというお話なのかなとは思いますが、そもそもこの2つの補助金の意味合いと、どのように使われているのか、教えていただきたいと思います。

○教育総務課（石田主幹） 教育課程推進事業補助金については、まず市立小・中・特別支援学校における教育的課題の研究、教育の発展を深めるための補助で、具体的には参考図書を購入とか、研究会への参加等に対する費用の一部を助成するものでございます。

また、課外活動補助金については、藤沢市立中学校教育の充実を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るための補助で、具体的には市立各中学校における部活動等の課外活動に要する経費の一部を助成するものでございます。

また、課外活動補助金とあわせて特別課外活動補助金を設けております。こちらの補助金については、保護者の経済的負担の軽減のために、全国大会等の出場の際に交通費等の経費の一部を助成するというものでございます。

○安藤委員 この2つの補助金をいかに管理するか、誰がやるのかというようなお話の中で、事務職員のかかりとして、これを事務職員の方が管理されるという話ですか。

○教育総務課（石田主幹） こういった補助金に対する予算の執行の事務もございまして、こちらは主に教頭先生が担っておりますが、この部分を事務の職員の方が担うことができるかを議論しております。今の段階では、一定は教頭先生が担っていくという話が進んでいますが、今後については、引き続き検討という継続課題になっております。

○安藤委員 これをいかに運用するかということについては、当然ながら校長先生、教頭先生がどう配分していくかという話だと思えます。ただ、実際、会計管理をされるのは事務職員の方で

も十分できるのかなと思いますが、その辺の割り振りをどうするのかなというのがお聞きしたかったことです。

では次です。働き方改革推進委員会というのがあって、進捗の管理をされています。進捗の管理は、委員会で管理されているんでしょうけれども、実際に個々の事業をどのように効率的にやられているのか、わからなかったのです。ここに表現されているいわゆる作業部会、ワーキンググループみたいなものが幾つかあって、委員の方たちが個々にそこに参加されているのかなというイメージを持っています。そんなことでよろしいでしょうか。

○教育総務課（石田主幹） 働き方改革推進委員会における作業部会ということで、ワーキンググループのような形で行っている内容もございまして、幾つかの働き方改革の取組項目のうち、例えば先ほどの学校事務員の校務運営にかかわることとか、文書事務や調査依頼等の精選・改善といった課題におきましては、特に業務にかかわりの深い委員による作業部会を開催して議論をしているところです。

具体的な内容としては、学校事務員の校務へのかかわりの作業部会においては、先ほどの教頭先生を中心に行っている予算執行の関係の部分について、学校事務員とのかかわりの部分を議論しました。それと、文書事務・調査依頼等の精選・改善の作業部会においては、文書の送信とか受け付けに関するルールを設けておりますが、こちらの業務改善に向けた見直しの検討を行いました。

その結果、一部の業務の見直しに向けた取組が進められておりますが、現在も継続的に検討を行っているという状況でもございます。

○安藤委員 3つ目です。地域の学校活動への協力というのがうたわれておりまして、まさに私のやっている三者連携が大いにかかわってくるのかな、大変だなと思う反面、まあそうなっていくだろうなと思っています。今はどうなっているのかわかりませんが、学校と地域をつなぐコーディネーターという役割が昔あったような気がして、そういうコーディネーターというものも1つの選択肢としてあるのかなと思います。そういったものは今のところどのようになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○教育総務課（伊藤参事） コーディネーターという呼び名は、職としてはない状態です。ただ、今、安藤さんにお話しいただいた三者連携の方々が、実態としてはコーディネーターの役をやっている。要は、学校と地域をつなぐ役をしていただいているという認識をしております。

○安藤委員 一部、私の地域でも、前にコーディネーターをやっていたという人がいます。学校によっては、一時的にそういうことをやられたのかもしれませんがね。

私は以上です。ありがとうございました。

○田中委員 私からは、人的資源、人材活用として、2点質問させていただきます。

まず1点目は、スクールロイヤーについてです。スクールロイヤーを配置してからこれまでにどのような事案があり、どのような対応をしたか。また、これまでは学校が対応してきた事案でスクールロイヤーを配置したことで改善された事例があれば、教えていただけないでしょうか。

○教育指導課（坪谷課長） スクールロイヤーについてです。年間で300件を超えるような学校

からの事故等の報告、それはさまざまな種類の報告や相談がございます。これらについて、法的観点から学校現場に指導・助言を行うことで、教職員は早期に適切な対応をとることができ、問題の未然防止、早期発見、早期着手につながると捉えております。

具体的なこととしては、いじめ問題対策として、いじめ防止対策推進法にのっとった適切な対応がより進むようになったと捉えております。また、保護者対応や警察や児童相談所等、関係機関との連携の中で、特に個人情報にかかわる慎重な判断が求められるようなケースにおいて、法的根拠に基づいた的確な対応が図られるようになったと考えております。

教職員の精神的な負担の軽減とか安心感にもつながっておりまして、教職員もまた遵法意識のようなものも向上したと捉えております。

○田中委員 2つ目ですが、同じく人員配置として、部活動についてです。

部活動の負担軽減に向けて、部活動指導員を導入していると思いますが、実際のところ、どれぐらいの学校でどれぐらいの方がそういう活動をされていて、またはその取組の現状とこれからの課題とか、今のところ見えているものを教えていただきたいと思います。

○教育指導課（坪谷課長） 部活動指導員については、本市では令和2年度から導入しております。令和2年度、令和3年度も、中学校19校の各校1名の配置を想定しておりましたが、令和2年度、令和3年度とも、各校1名、12校の指導員が配置されました。

学校指導員によって差がありますが、週当たり、平日、1日から4日、また休日は1日ということで指導に当たっています。部活動指導員は教員と同様に1人でも指導や大会、練習試合等の引率とか、保護者への連絡等も行うことができるため、配置されている部活動の顧問教員の負担軽減になるだけでなく、その分、顧問教員がほかの校務を担うことができるため、学校組織として働き方改革につながっていくと捉えています。

○田中委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○渡邊副委員長 私からは2点、お聞きしたいと思います。

1つ目ですが、地域から学校活動への協力について、2021年度から試行、一部実施となっておりますが、これは従来の三者連携事業とはどのような違いがあるのかについて、まず教えてください。

○教育総務課（石田主幹） 本市におきましては、これまでも地域・学校・保護者の連携として三者連携事業が行われておりまして、地域の見守りとか学習支援など、地区ごとにさまざまな連携が行われております。そのような中、2021年度からは新たに学校運営協議会を立ち上げまして、市内の小学校2校で設置されております。こちらでは、校長先生が示す学校運営方針を受けまして、協議会で、子どもたちのため、学校のために何ができるのかを議論します。その上で、地域と連携した学習支援とか活動補助等の取組を行っています。

このようなことから、一部にはこれまでの三者連携事業と重複するものがあるかと思いますが、今後は学校ごとにさまざまな議論していく中で、学校が抱える課題の解決として、これまでの活動にはなかった地域との協働活動であったり、放課後等の学習活動や体験活動など、地域との新たな連携という取組が進められていくこともあると考えております。

○渡邊副委員長 2点目です。教職員の働き方改革ということで、当然、定時退勤等、職場にお

ける勤務時間の管理は最も重要なところではあると思いますが、現実問題として、職場から自宅、特に教員の皆さんに関しては仕事の持ち帰りというのが結構大きな問題になるのではないかと考えています。そうしたときに、職場外での仕事の実態について、どのように把握していらっしゃるのか、教えてください。

○学務保健課（宇野課長） 教職員の勤務時間の把握としては、グループウェアの出退勤機能の活用によりまして、出退勤時間の把握を行っております。働き方改革の視点におきましては、出退勤時間に加えて持ち帰り仕事も含めた時間外勤務の把握が必要であると考えておりますので、今年度、勤務時間に関するアンケートを実施して、持ち帰り仕事も含めた時間外勤務の実態を把握することを予定しております。

○渡邊副委員長 時間外も含めて、今後、適切な管理が進むよう、よろしく願いいたします。

○藤井委員長 それでは、私からも質問させていただきたいと思います。

まずは、先ほど渡邊委員からもご質問ございましたけれども、地域との連携ということで、学校運営協議会との関係が今後進んでいくのではないかと予想されます。現在、課題がありましたらお教えいただきたいと思います。

○教育総務課（石田主幹） 学校運営協議会との関係における課題としては、地域との連携におきましては、地域学校協働本部、地域協力者会議を入り口として考えております。今後、学校運営協議会の設置校を市内全 55 校に拡大していく中で、各地域内に 1 つ地域協力者会議がございます。1 地域内に複数校がある場合、全ての学校に対して地域協力者会議で対応していくことができるかということが大きな課題となっております。地域協力者会議の構成団体などの体制についても地区ごとに異なるという状況もございます。

こちらについては、地域ごとに学校との連携のあり方を考えていく必要があるということで、今年度、地域との連携のあり方の検討をして予定でございます。

○藤井委員長 そうすると、それぞれの地域の特性などを考慮しながら連携を進めていくということでございますかね。どうぞよろしく願いいたします。

次に、パソコン等の整備率や業務改善等、小・中学校で I C T 活用の観点から見たときに、何か違いとか、非常にすぐれた事例などがございましたら教えていただきたいと思います。

○教育総務課（石田主幹） 学校現場におけるパソコンの整備率としては、小・中学校ともに本務職員及び臨時職員の方については、全ての職員に配置しているという状況です。非常勤職員等については複数人での共用という状況です。

校務支援システムを、中学校は平成 25 年度に導入しておりまして、小学校は令和 4 年度から導入しているという状況です。先行して導入している中学校においては、通知表をはじめとする各書式の共通化による業務の効率化が図られております。

また、I C T の活用による好事例としては、アンケート機能の活用によって出欠席連絡をアンケート機能で行うという取組が一部の学校で行われています。こちらによって、保護者からの電話連絡の件数、問い合わせのやりとりを減らすことができるようになりまして、教員や保護者の負担軽減が図られました。

○藤井委員長 小学校と中学校で、こうした業務改善や働き方改革の観点から見て、何か大きく

違うところはございますか。

○教育指導課（坪谷課長） 小学校はパソコンも校務支援システムもまだ入れたばかりなので、これからというところはある。中学校は、例えば「家庭への知らせ」（通知表）は統一された形になっておりますが、小学校は学校ごとに違って、教職員の学校ごとの考え方が反映されています。それが、校務支援システムを入れることによって共通化され、それによって働き方改革が進みますが、一方では、学校独自のこだわりも大切にしたいという意見もございます。そのあたりで校務支援システムをどのように有効に活用していくか、今はそれが1つ課題になっております。

○藤井委員長 それぞれの学校での取組も具体的にしながら進めていただけたらと個人的には思っております。

続けて、学校徴収金については、働き方改革の中で、国からも提示されているかと思いますが、現在の管理の見直しにおける課題についてお教えいただけたらと思います。

○教育総務課（石田主幹） 学校徴収金の徴収・管理の見直しの項目に関する課題になります。

まず、現状として現金で徴収していることを前提にすると、小学校では徴収金を現金で集金していることから、子どもにとっては紛失とか盗難などのリスクがあること、教員にとっては集金した多量の硬貨を含む現金の管理に神経を使い、極めて煩雑かつ時間を要する作業になっているということが課題として挙げられております。また、保護者も、集金袋に釣銭が生じないように円単位の金額を準備して持たせるといったところにも手間がかかると伺っております。

このような課題の解決に向けまして、今年度、働き方改革推進委員会におきまして、徴収金収納システムの導入を視野に入れて、今現在、検討を行っております。

○藤井委員長 そうしたシステムを取り入れるというのは、どういうことをイメージすればよろしいでしょうか。

○教育総務課（石田主幹） 単純に口座振替ということではなく、各ご家庭で使っている生活口座をそのまま使うということで、金融機関はいろいろな口座から振り込みをすることができます。システムの導入においては、お子さんへの請求も個別に、金額が変わったりということもありますけれども、システム導入によって手間が省けるようになればと、幾つかのシステムを研究する中でどういったものを取り入れることができるか、今、検討中でありまして、デモンストレーションなども行いながら考えていきたいと思っております。

○藤井委員長 質疑は以上となりますけれども、委員の皆様からさらに加えて何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進みます。基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」の施策の柱2「子ども・若者の社会的自立を支援する教育の推進」から、実施事業1「不登校児童生徒支援事業」について、説明をお願いいたします。

○教育指導課（坪谷課長） それでは、事業コード 521「不登校児童生徒支援事業」について、説明いたします。

本事業は、不登校児童生徒の社会的自立を目指せるよう、効果的な支援を行うことを目的としております。



具体的な事業内容としては、1点目として、不登校児童生徒の状況に応じた支援を図るため、関係機関との連携協力の充実に努めること。2点目として、不登校児童生徒を持つ保護者同士が思いを共有できる場、「おしゃべりひろば」を開催することです。

計画における方向性ですが、フリースクールなどの民間施設やNPO等関係機関との情報交換会を年1回開催し、連携を推進すること。不登校児童生徒を持つ親の会として「おしゃべりひろば」を年4回開催すること。さらに今年度から、相模原市立大野南中学校に開級された中学校夜間学級に係る広域的な仕組みへの参画も加えております。

また、年次ごとの取組計画についても、同様に設定しております。

令和3年度の取組実績としては、フリースクール等情報交換会を12月に開催し、連携推進を図りました。また、「おしゃべりひろば」については、7月、10月、11月に開催し、不登校児童生徒を持つ保護者の方に寄り添い、登校に向けての支援を行ってまいりました。2月については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止といたしました。

令和3年度の自己評価はBとしております。その理由ですが、フリースクール等情報交換会において、一昨年度の参加団体に加え、新たな参加団体もあり、情報共有が行えましたが、一方でフリースクール等多様な学びの場に対する学校の理解を進め、保護者も含めて連携を図っていくことが課題となっているとしております。

これらの課題を踏まえた今後の取組については、多様な学びの場の確保を目指し、関係機関とさらなる連携を進めるほか、本市、相談支援教室とも連携を図り、不登校児童生徒が社会的自立を目指せるよう、効果的な支援につながるような取組を行ってまいります。

以上でございます。

○藤井委員長 ただいま担当課から説明がございました。ご質問をお願いいたします。

○安藤委員 3つほど質問させていただきます。

1つ目は、最近、不登校児童が全国的にも増えている。藤沢市でも増えていますけれども、この原因とは聞かれてもなかなか難しいとは思いますが、今、原因をどのように考えておられるのか、お聞きできればと思います。

○教育指導課（坪谷課長） 不登校児童生徒が増えている要因はさまざま、確実にこれというのは難しい状況でございますが、不登校については、子どもたちを取り巻く環境が複雑化、多様化しているということが背景にあると考えております。そのような中で、今、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、学校以外の場も含めて教育の機会を保障することが大切であるという考え方が重視されるようになったということも、増加の一因と考えております。

○安藤委員 多分、親の価値観なども相当多様化して、その中で子どもをどう学校へ行かせるのか、行かせないのかみたいな話が出てくるんじゃないかと思います。

次に、これは事業の区分けの話ですが、人材育成のほうで「不登校児童生徒対策支援事業」というのが143番にあり、基本方針5の中の521として「不登校児童生徒支援事業」がある。これは役割分担でそういう分け方をされたのかなというのは何となくわかりますが、こういうふうな2つつくられたのは何か意味があるのかなということをお聞きしたいと思います。

○教育指導課（坪谷課長） 不登校児童生徒への支援では、基本方針1の捉え方、または基本方

針5の捉え方、両方に関係があるのかなど、まず整理いたしました。

まず143の「不登校児童生徒対策支援事業」においては、基本方針1「ともに学び、多くの人とかかわり合いながら自立する子どもを育成します」ということが目標なので、不登校が生じないような学校づくりの視点とか、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握して、直接的にその子への支援を進めていくということを主眼にしております。

それに対して521のほうの「不登校児童生徒支援事業」においては、基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」なので、生まれ育った環境などによって左右されることなく学習の機会を保障し、社会的自立を目指すことができるように、学校が地域社会とともに児童生徒及び家庭の支援のネットワークを構築するというところに主眼を置いた取組として整理しております。

○安藤委員 私は教育文化センターの近くでいろいろやっていて、その先生とお話したことがあります。「1人の不登校生徒の化学の実験をするためにいるんですよ」みたいな話を聞いて、これは143のほうかもしれませんが、非常にきめ細かくやられているなという印象を受けました。

3番目ですが、中学校夜間学級を計画に入れられたことについて教えてください。

○教育指導課（坪谷課長） 中学校夜間学級、いわゆる夜間中学とも言っておりますが、多様な事情により義務教育を十分に受けることができなかつた方に対して教育の機会を実質的に保障するための役割を果たしております。

今年の4月に相模原市に夜間中学が開設されまして、広域的な仕組みということで、本市在住の方も通学が可能ということになりました。夜間中学には、不登校などにより中学校にほとんど通わないまま卒業した方も入学することができますので、誰ひとり取り残さないというインクルーシブの視点から、本事業の趣旨に合うものでございます。そういうことで、この計画に追加いたしました。

○安藤委員 ありがとうございます。以上です。

○田中委員 私からは2点質問させていただきます。

フリースクールについてですが、利用されている方は、どのような経緯で利用に至ったのか。個人で調べて相談するケースが多いのか、または学校から紹介されたケースが多いのか、その辺を教えてください。

○教育指導課（坪谷課長） 個人で調べたり、学校が紹介したり、どちらの場合もございます。また、神奈川県教育委員会の主催で本市も含めた市町村教育委員会と県内のフリースクール等が一体となって不登校児童生徒や保護者を対象に教育委員会とフリースクール等による不登校相談会が年2回程度実施されております。これは県教委の主催なのでここには載せていませんが、そちらに参加してフリースクールにつながるケースもございます。

または、教育委員会に直接相談に来られる方もいらっしゃるしまして、教育委員会では市が主催しているフリースクール等情報交換会に参加されているフリースクール等からもパンフレット等をいただいておりますので、お子さんの様子を伺いながらそちらをお渡しすることもございます。

○田中委員 2点目です。フリースクール等情報交換会や「おしゃべりひろば」で話題となった

ことや、早急に取り組むべき課題があれば教えてください。

○教育指導課（坪谷課長） まず、フリースクール等情報交換会では、学校の教職員にフリースクールの情報がもっと伝わるという話題は常に出てくる状況です。これまでは、情報交換会は、教育委員会とフリースクール等で行っていましたが、今年度はそこに学校の先生方も参加するような形を検討しているところです。

○教育指導課（宮崎センター長） 「おしゃべりひろば」は、登校に課題を持つ保護者の方々にお集まりいただき、同じような思いを共有できる場として運営させていただいております。そういった関係で、参加した方々の心の声が吐露される場になっております。

日ごろのお子さんの様子とか、あるいは不登校になってしまったきっかけ、昼夜逆転しているような様子、あるいはゲームをしているお子さんに対してお宅ではどういった形で制限していますかというような情報共有とか、親としての悩みとか、あるいは学校との関係づくりで苦慮して家庭訪問をしてくださっているとか、うちはちょっと遠慮させていただいているとか、あるいは現在利用している支援、例えばこういうフリースクールを利用しているというような情報提供とか、診療内科に通っているというようなお話を、ざくばらんにさせていただいています。

○田中委員 今は、さまざまな課題やなかなか難しい状況で通えないお子さんたちがいらっしやると思いますけれども、フリースクールなどでつながることで、大人になったときに、どの時間も大切な時間だったと思えるような過ごし方ができるような支援をしていただきたいと思います。

○渡邊副委員長 私から、まず1つ目ですが、市内における不登校児童生徒についてはどのように把握していらっしやるのでしょうか。そのうち、何らかの形で支援などが届いていると考えている割合は一体どれぐらいと把握していらっしやるのか、教えてください。

○教育指導課（坪谷課長） 不登校児童生徒の把握については、各学校に毎月、長期欠席児童生徒報告書を提出いただいて、それによってタイムリーに把握できるようにしております。また、その報告書に書かれた内容については、学校の担当の指導主事が、その学校の不登校児童生徒の具体的な様子を聞き取りまして、その状況に応じた支援策とか相談先を助言して、支援につながれるように努めております。

次に、相談支援につながっている割合についてです。中にはなかなか支援につながっていない児童生徒も一定数いますが、つながっているといっても、それが一回スクールカウンセラーに相談してそれっきりになってしまっているとか、養護教諭がかかわっているけれども、それ以外、ほかの外部の連携先にはつながっていないとか、単に数で状況を把握することは難しいと感じておりまして、一人一人の状況を把握するというところに努めているところでございます。

○渡邊副委員長 2点目です。フリースクール等に関して、先ほど情報交換会の話が何回か出ていますと思いますが、以前いただいた資料で、参加機関のリストみたいなものも拝見しましたが、思ったよりもいろいろな実施主体というんですか、事業形態もさまざまだと思います。そうしたフリースクールにかかわっている事業主体を、市の教育委員会ではどのように把握しているのか。要するに、こういった情報交換会に誰を招待するのかをどのように決めているのか、教えてください。

○教育指導課（坪谷課長） ご指摘のようにさまざまな施設がございますので、こちらも何か根

抛を持って、どこに声をかけるかというのがないと難しいということがございました。先ほどご説明した本市の長期欠席児童生徒報告書に連携先を記入する欄を設けておまして、そこに本市の生徒が通っていると記入されたフリースクール等の施設に対して案内を出して参加を呼びかけているところがございます。

○渡邊副委員長 最後に、相模原市の夜間中学の話が出てきましたが、これは令和4年から始まったということですが、今、把握している在籍者はいらっしゃるのでしょうか。もしいらっしゃれば、数等を教えていただければと思います。

○教育指導課（坪谷課長） 今年度4月に入学した本市在住の方は、10代の方が1名でございます。こちらは、相模原市以外に在住のそれぞれの市町村教育委員会が、まずはその方としっかりつながって、そして相模原につなげておりますので、本市の方の状況は必ず確実にこちらで把握するようになっております。

○渡邊副委員長 そうすると、そこに通いたいとなったときは、志願書というか、応募するためには、一旦こちらで全部手続をしないといけないという理解でよろしいですか。

○教育指導課（坪谷課長） そのとおりでございます。

○渡邊副委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

○藤井委員長 それでは、私からも質問させていただきます。

まず、「おしゃべりひろば」の取組実績につきまして、各回の参加者数はそんなに多くないのではないかと読めてしまうんですが、何か理由がありましたら教えていただきたいと思います。また、参加者数についてどのようにお考えなのかもお伺いできればと思います。

○教育指導課（宮崎センター長） 先ほど田中委員のご質問にお答えしたところにもありますが、まず「おしゃべりひろば」については、登校に課題を持つ保護者の集まりということで実施しておりますので、広く全校に、それぞれの家庭に周知しているものではありません。周知の仕方としては、各学校に通知文とチラシを配布して、学校から該当する家庭に個別にお知らせしていただくという形になっております。また、学校の児童支援担当者兼生徒指導担当者会においても周知を図っておりますが、そういったことだけでは、周知の仕方については、タイミングよく保護者の方に情報が伝わっていないのかなということが原因の1つとは考えております。

もう一つは、令和2年、令和3年については新型コロナウイルス感染症の影響がございまして、実施はしたけれども、不特定多数の方が集まる場に出席を控えたいという方もいらしたようなので、人数も減っているのかなと感じております。今後は、校長会等を利用したり、あるいは藤沢市のホームページに掲載する等をして、周知を図ってまいりたいと考えております。

○藤井委員長 そうすると、参加者数については、広げていきたいというお考えであるということでしょうか。

○教育指導課（宮崎センター長） ただ、あまり多くなってしまうと、先ほどのようなざっくばらんなお話をさせていただく、ゆったりとした時間がなかなかつくれない、あるいは参加者の方の緊張感が高くてご自分のお話ができない、あるいは参加者の方のお声に耳を傾けることができないということもありますので、あまり多い参加を狙っているということではありません。

○藤井委員長 そうすると、適正な規模についてもご検討していただくような形で、どのように

事業に取り組んでいけばいいのか検討していただければと考えております。

もう一点、関係機関との連携というのが非常に重要になるかと思えます。特にその中で、学校との関係で、フリースクールに対する学校理解を進めていきたいという課題が記載されています。この辺につきまして、現在どういった課題があるのか、もう少し教えていただけたらと思います。

○教育指導課（坪谷課長） 児童生徒の多様な学びの場としてのフリースクール等々の民間施設で支援を受けることが選択肢の1つとなっておりますが、さまざまな施設がありますので、そこでの支援が個々の児童生徒にとって適切なものであるかどうかについては、やはり学校や教育委員会が十分連携をとって判断する必要があると考えております。

本市では、その判断の基準になるような目安を設定して学校と共有しているところですが、それぞれの施設がどのような活動を行っているとか、フリースクールと学校の適切な連携の仕方とか、そのあたりを学校がさらに理解して、学校と民間施設との間に十分な連携協力関係を築いていくということは、まだまだこれから必要であると感じております。

そのために、教育委員会としても効果的な支援ができるように、年1回のフリースクールとの情報交換会の場だけでなく、さらなる情報共有や連携の工夫が必要だなど、課題として捉えております。

○藤井委員長 そうすると、学校とフリースクールとの橋渡しみたいなところをしっかりとやっていきたいということでしょうか。

それでは、全体を通して何か追加で質問はございますでしょうか。よろしいですか。——ありがとうございます。

次が、重点事業の最後となります。基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」の施策の柱3「互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供」から、実施事業5「外国籍児童生徒就学支援事業」について、説明をお願いいたします。

○学務保健課（宇野課長） それでは、「外国籍児童生徒就学支援事業」についてご説明いたします。資料1の3ページをごらんください。

本事業については、基本方針5「すべての子ども・若者への学びのセーフティネットを構築します」に基づくもので、施策の柱は「互いの違いを認め合う共生社会をめざし、多様なニーズに応じる学習機会の提供」として、担当課は学務保健課でございます。

事業目的は就学機会の提供。事業の内容は、法的に就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対し就学案内を行い、藤沢市立小・中学校への就学を希望する子どもたちの就学支援を行うものです。

計画における方向性は、住民登録などを行う行政窓口での案内機能の強化を初め、関係各課、関係機関と連携して就学しやすい環境を整備し、不就学ゼロを目指します。

令和3年度の取組計画は、外国籍の学齢児童生徒に対する就学支援として、取組実績については、不就学の可能性のある児童生徒について、出入国在留管理局やインターナショナルスクールへの照会を行ったほか、訪問による調査を実施しました。

自己評価については、おおむね目標を達成したBとしております。評価の理由は、各種照会や

訪問などにより、不就学の可能性のある児童生徒の確認に努めたためです。

課題については、外国籍の学齢児童生徒が増加傾向にあり、住民登録担当課との連携が必要な児童生徒がふえることが想定される中で、就学に必要な案内ができない外国籍の児童生徒が生じてしまうこととございます。

課題を踏まえた今後の取組としては、住民登録の際など、外国籍の方が市役所を訪れる機会を確実に捉えまして、漏れなく案内を実施することなどにより、関係各課、関係機関と連携した業務運営を徹底してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○藤井委員長 ただいま担当課から説明がございました。それでは、委員の皆様から質問をお願いいたします。

○安藤委員 今お話があったので、まさにそのとおりだと思います。外国籍児童生徒の増加傾向があり、それに伴って行政の窓口業務にしても、日本語が通じない、英語は何とかなる、スペイン語なら大丈夫、ポルトガル語はどうこう、これを考えると大変なことだなと思います。連携して事業を展開するということになってはいますが、具体的にそういった業務の増に対して、具体的にこういうことをやっていますというのがあったら教えてください。

○学務保健課（宇野課長） 具体的に、例えば引っ越しシーズン前などに、住所登録等担当課に、改めて学齢対象の外国籍の子が転入する場合の対応を情報共有して、学務保健課への案内が漏れないように努めております。

学務保健課の窓口では、今後、翻訳機能ソフトなどの活用などが進むと、多言語での案内や、お一人当たりにかかる時間が減らせるなどの効果があるのではと見込んでおります。

○安藤委員 もう一つは、外国籍児童を受け入れる学校の話ですが、学校も、そういう何も知らない子どもたちが入ってきて、その子どもたちをどうやって教育していくのか、これまた大変な話だと思います。そういう学校に対する人的なものを含めたサポートは、どういった体制でやられているのでしょうか。

○教育指導課（坪谷課長） 外国につながる児童生徒が学校に入って、日本語指導が必要な場合は、教育委員会から日本語指導員を派遣して日本語指導をしたり、日本語指導が必要な外国籍のお子さんが多い学校には国際教室も配置されていますので、そこで指導しております。

また、日本語指導員が保護者宛ての文書などを翻訳したり、保護者面談等があるときには通訳として派遣したりということもしております。そういうことをしながら、学校では日々子どもたちと一緒に過ごす中で、周りの子どもたちと一緒に児童生徒と交流できるように、母国の文化や習慣に触れる機会を工夫したり、外国につながる子どもたちが安心して過ごせるような環境づくりということで、受け入れる学校は工夫しております。

今、子どもたちはタブレットを1人1台使っていますが、その翻訳機能を活用したりしてやりとりをするような取組をしている学校もございます。

○安藤委員 ありがとうございます。以上です。

○田中委員 今、安藤委員から質問があったことに対する回答の中で、私も大体わかったのですが、窓口で対応するときの状況でもう少し詳しく聞きたいと思ったことは、窓口での対応等で課

題や難しいと感じた事例があれば教えていただきたい。また、指定校以外の学校への就学は、具体的にはどのような学校があるのか。今お話にもありましたが、国際教室がある学校に進まれる方が多いのかなというところを教えていただきたいと思います。

○学務保健課（宇野課長） まず、具体的な対応として、既就学年齢の児童生徒が藤沢市へ転入した際に、転入窓口で6カ国語に対応したチラシを用意しております。それで就学案内を行っております。藤沢市立小・中学校へ在籍を希望する場合は、学務保健課で手続を行い、学校での学びの中身に係るご相談については、教育指導課につないでおります。

対応できる言語のチラシは、スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の6言語となっております。課題や難しいと感じるところについては、この6言語以外に対応したチラシがないということや、通訳できる同伴者が必要な例が多いので、そういったところが挙げられるかなと思っております。

あと、指定校以外の学校への就学については、藤沢市の学校指定につきましては、住民登録地に基づいて行っておりまして、これは外国籍の方も同様となっております。指定校変更の要件についても、外国籍児童生徒も、また日本国籍の児童生徒についても同様となっております。市内の一部に設定している指定校以外の学校を選択できる学区にお住まいで別の学校を選択するという例や、あとは、これは市の取組ですが、市内転居によって学区が変わっても卒業まではもとの学区に通うといった形で、指定校以外の学校への就学は例がございます。

○田中委員 ありがとうございます。以上です。

○渡邊副委員長 1つ目にお聞きしたいのは、まず最初にこの問題の大きさというか、外国籍児童生徒のうち不就学となってしまっている者がどのぐらいいると把握していらっしゃるのか、教えてください。

○学務保健課（宇野課長） 令和3年度の不就学で居所不明者として調査したケースでは、出国済みや、私学等へ通学する以外の理由によって不就学の児童生徒はおりませんでした。出入国管理局への照会や現地訪問の結果、本人の所在が判明しないという例は、過去にはございました。

○渡邊副委員長 規模としては、年間で数名という単位と考えてよろしいですか。

○学務保健課（柏崎主幹） 年間で大体十数名の調査をいたします。

○渡邊副委員長 もう一つお聞きしたいのは、外国籍の人々の滞在状況についてです。これは当然、藤沢市だけの問題ではありません。外国籍の人々の情報は、まず第一に国のほうで出入国管理をしているので、国と地方自治体の間の情報共有がスムーズに進んでいけば、かなり仕事が進む面もあるのではないかと思います。そういった情報共有の仕組みは、今どうなっているのか教えてください。

○学務保健課（宇野課長） 外国籍の方の滞在状況につきまして、国から地方自治体に出入国情報や在留期限の情報があれば、市が居所不明者として調査する対象者が減るので有効な手段だと思われそうですが、現状ではそのような仕組みはありません。市が出入国管理局へ居所不明者について問い合わせをしているという状況でございます。

○渡邊副委員長 繰り返しになりますが、藤沢市だけの問題ではありませんので、ほかの地方自治体とも連携して、そういった仕組みができるようになるという希望だけ、ここ

では述べておきたいと思います。

○藤井委員長 それでは、私から質問させていただきます。

計画における方向性のところに、就学しやすい環境の整備というのが挙げられています。言語などを考えますと、家庭への支援なども必要となってくるように思われます。現在、さまざまな連携を含めて就学しやすい環境をどのように考えられているのか、教えていただけたらと思います。

○教育指導課（坪谷課長） 日本語がゼロのお子さんが多くいることを想定すると、できるだけ言語の支援ができるという状況をまず整えることが必要だと思いますので、日本語指導が必要な児童生徒が5名以上在籍する学校には国際教室が設置されております。

また、本市においては日本語指導教室ということで、日本語がほとんど話せない児童生徒に対して、初期の日本語指導を通級で行う仕組みをとっております。日本語ゼロの方がグループで指導を受けるようなところに通級で通うような仕組みがあることにより、就学しやすい環境の整備にもつながっているのかなと感じております。

また、そういう国際教室や日本語指導教室も市内に1カ所なので、そこに通いづらいご家庭には日本語指導員の派遣ということで、全市的に対応できるように、安心して就学につながるようということで、日本語指導の充実を図っているところでございます。

○藤井委員長 関係機関との連携ということで、学校における取組以外にもあるのではないかと考えられますが、これについてももしございましたら、お話しいただけたらと思います。

○学務保健課（宇野課長） 藤沢市に住民登録がある新小1、新中1の外国籍児童生徒の全世帯への入学案内や、既就学年齢の児童生徒が藤沢市へ転入した際に、転入窓口で就学案内を行った後、就学申請書を提出した児童生徒については、学務保健課と入学予定の各学校間で入学予定情報を共有いたします。新入学の手続きを行っていないご家庭について、入学式までは各小・中学校にてご家庭への手紙や訪問で就学校の把握を行っております。

学校の調査で不在で、藤沢市に居住している場合、また転入者で居所不明となっている場合は、学校から現地不在の連絡を学務保健課のほうにいただきまして、職員が現地訪問をして聞き取りを行っております。この訪問でも不在等で接触できず、居住も確認できない場合は、子ども家庭課等と連携して、居所不明児童生徒として報告することにしております。

○藤井委員長 いろいろな課の中で情報を共有しながら進めているということですね。

私からの質問は以上となります。

委員の皆様から、何か追加でご質問ございますでしょうか。ありがとうございました。

本日は、点検・評価重点事業に係る各課からの事業説明と質疑応答を行いました。各委員におかれましては、これらの内容を踏まえまして、取組計画が教育振興基本計画における目的や方向性に合致しているか、取組実績に対して課題の捉え方は適切か、今後の取り組みについての考え方は適切かといった観点から講評を行っていただきます。あわせて、教育振興基本計画の5つの基本方針ごとの講評と総括的講評についてもまとめていきたいと思っております。

以上で、用意された議題は終了となります。



## 2 その他

### (1) 今後のスケジュール

○藤井委員長 最後に、「その他」に移ります。事務局から、今後のスケジュールについて説明をお願いいたします。

○事務局（田中） では、次第をご覧ください。

次第の「その他」の「今後のスケジュール」についてでございます。

7月28日（木）に第2回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を開催させていただき、その中で、先ほど藤井委員長からございましたとおり、教育振興基本計画の5つの基本方針ごとの講評と総括的講評を委員の皆様からいただきたいと思っております。その後、いただいたご講評を取りまとめて、点検・評価報告書を8月の教育委員会定例会にお諮りし、9月の市議会決算資料として提出してまいりたいと思っております。

また、市のホームページにおいても報告書を公開する予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤井委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、何かご質問はありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして令和4年度第1回藤沢市教育振興基本計画評価委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時54分 閉会